

3歳未満の子を養育している組合員の年金特例制度

⇒ **年金 担当**
☎06-6941-2864

掛金が減ると、将来、受け取る年金も減るの？

育児部分休業や転居による通勤手当の減少等により標準報酬月額が低くなる場合があります。

標準報酬月額が低くなると、納付する掛金額は低くなりますが、年金額は平均給与額と加入していた組合員期間により決定するため、将来受け取る年金額も減少してしまいます。

短期組合員(※)の方は
日本年金機構へ申出を行ってください。

年金額の減少を避けるために

子が3歳になるまでの間、実際の掛金額が出産時から減少した場合、年金の算定基礎となる標準報酬月額を出産時の標準報酬月額とする養育特例の申出をすることができます。

《養育特例のイメージ図》

実際の掛金の算定額は26万円に下がりますが、年金の算定額は30万円で計算されます。

	出産	育児休業等終了時改定			出産	育児休業等終了時改定	
年金の算定	30万円	26万円	26万円	⇒	年金の算定	30万円	30万円
掛金の算定	免除	30万円	26万円		掛金の算定	免除	30万円
勤務形態	産休・育児休業	復職 (育児短時間勤務・部分休業)			勤務形態	産休・育児休業	復職 (育児短時間勤務・部分休業)

- ・提出書類等は、P.7を参照してください。
- ・申出は、被扶養者であるかは問わず、夫婦ともに組合員の場合はそれぞれ申出ができます。

「一般組合員」⇒「短期組合員」へ種別変更された方の「年金待機者登録」について

⇒ **年金 担当**
☎06-6941-2864

臨時的任用職員等の方は「短期組合員」(※)となり、共済組合の長期給付事業(年金)は適用されません。年金は、日本年金機構の一般厚生年金の資格を取得します。

	健康保険	年金
一般組合員	公立学校共済組合	公立学校共済組合★
短期組合員	公立学校共済組合	日本年金機構

★大阪支部では、支部で資格変動(一般組合員→短期組合員(※))を確認後、組合員等からの退職届書の提出を省略し、随時、年金加入期間の登録を行っています(年金待機者登録)。登録が完了次第、公立学校共済組合本部から『年金待機者登録通知書』と『年金待機者となられた皆さまへ』のリーフレットがご自宅あてに送付されますので、大切に保管しておいてください。

(※) 組合員の範囲と種別については、「教職員のための共済のしおり令和5年3月改訂版」P.13
又は当支部ホームページより参照してください。

◆教職員のための
共済のしおり
令和5年3月改訂版

